

精神障害者福祉手当の支給額の改定について

1 趣旨

文京区において平成 29 年 4 月より精神障害者福祉手当の支給を行い生活の安定の支援を行っているが、このたび、支援の充実を図るため支給額の改定を行う。

2 改定概要

月額 5 千円を月額 1 万円に改める。

なお、手当は、毎年 4 月、8 月及び 12 月の 3 期にそれぞれの前月までの分を支払うものとする。

3 開始時期

平成 31 年 4 月 1 日

4 周知方法

区報・ホームページに掲載

支給対象者に対して改定後の福祉手当認定通知書を送付

5 今後のスケジュール(予定)

- ・平成 31 年 2 月 区議会へ改正条例を提案
- ・平成 31 年 4 月 施行
- 8 月 4 月～7 月分の支給開始